

幼児教育・保育の無償化

保育所・認定こども園（保育部分）等（2・3号認定）の無償化

◆ 3歳児から5歳児までの全ての子供の保育料が無料になっています。

- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月から小学校入学前までの3年間です。
- 0歳から2歳までの子供については、保護者と生計を一にする全ての子をきょうだいとしてカウントし、第2子以降の保育料を無料とします。 ※1（令和6年4月より実施）
- ※1 世帯の収入を確認できない場合、取り扱いが異なる場合があります。
- 延長保育料、実費徴収の費用（教材費等）や特定負担額（上乘せ徴収）などは、無償化の対象外であり、保護者の方のご負担になります。
- 3歳から5歳までの給食費（主食費・副食費）も無償化の対象外です。吹田市又は各施設に直接お支払いください。ただし、年収360万円未満相当世帯の子供や第3子以降の子供は、副食費を免除します。
- 0歳から2歳までの子供については、保育料に主食費・副食費を含みます。

幼稚園・認定こども園（教育部分）（1号認定）の無償化

◆ 満3歳児から5歳児までの全ての子供の保育料が無料になっています。

- 無償化の期間は、満3歳になった時から小学校入学前までです。
- 実費徴収の費用（教材費等）や特定負担額（上乘せ徴収）などは、無償化の対象外であり、保護者の方のご負担になります。
- 給食費（主食費・副食費）も無償化の対象外です。吹田市又は各施設に直接お支払いください。ただし、年収360万円未満相当世帯の子供や第3子以降の子供は、副食費を免除します。

◆ 預かり保育利用料※2の無償化については、裏面をご確認ください。

- ※2 預かり保育とは、幼稚園・認定こども園が教育時間（4時間程度）の前後や長期休業期間中に教育・保育活動を行う事業を指し、その事業の利用料を預かり保育利用料と言います。

副食費の免除

◆ 1号認定・2号認定ともに副食費が免除となる場合があります。

【免除対象者】

- 父母の市民税所得割額の合計額※3が基準額未満である世帯の子供
1号認定…77,101円未満 ・ 2号認定…57,700円未満（ひとり親世帯等は77,101円未満）
- ※3 祖父母等と同居している場合で、父母の収入のみで生計が成り立っていると認められない場合は、祖父母等の市民税額により判断します。
- 所得階層に関わらず多子軽減カウントを適用して第3子以降となる子供
- 生活保護受給世帯の子供

【対象期間（判定対象課税年度が年度の途中で切り替わります）】

- 令和7年4月～令和7年8月分の副食費…令和6年度の市民税額で判定
- 令和7年9月～令和8年3月分の副食費…令和7年度の市民税額で判定

【手続き】

- 原則不要。ただし、課税状況が分からない場合は免除対象外となりますので、税申告等の手続きが必要な場合があります。

【お知らせ】

- 免除の対象になる方には、後日吹田市からお知らせします。（同時期に各施設にも通知）

【留意事項】

- 市民税額の変更や世帯の変更等により、年度途中で免除対象外になる場合があります。

TEL:06-6384-1592 平日9:00~17:30(土・日・祝日は休み)